

平成 27 年 第 3 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

- 1 議 案 第 61 号 ~ 議 案 第 71 号 (降 壇)
- 2 諮 問 第 1 号 (降 壇)

平 成 27 年 9 月 2 日 提 出

伊 佐 市 長

平成27年第3回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案11件について説明申し上げます。

議案第61号「平成27年度伊佐市一般会計補正予算（第5号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明申し上げます。

総務費につきましては、前年度決算剰余金の積立て及び社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの交付に要する経費を新たに措置しております。

民生費につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金に減額の措置を講じたほか、障がい児の放課後等デイサービス事業に係る経費に追加の措置を講じ、衛生費につきましては、大口リサイクルプラザ敷地内の舗装改修に要する経費を新たに措置しております。

農林水産業費につきましては、飼料作物確保事業に要する経費に追加の措置を講じたほか、酪農施設整備事業に要する経費を新たに措置し、商工費につきましては、魅力ある観光地づくり事業採択に伴う用地取得に要する経費を新たに措置しております。

土木費につきましては、市道等の路線整備に要する経費に追加の措置を講じ、消防費につきましては、サイレンのデジタル化に要する経費に追加の措置を講じております。

教育費につきましては、大口東小学校及び曾木小学校の施設改修に要する経費に追加の措置を講じ、災害復旧費につきましては、7月の豪雨による市道及び河川の復旧に要する経費に追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしました但、これらの財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、使用料及び手数料、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入及び市債をもって充当し、国庫支出金及び繰入金については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,896万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億5,526万8千円とするものであります。

このほか、債務負担行為において、防犯カメラ賃借料の期間及び限度額の変更を行い、固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定業務委託並びに農業振興地域整備計画に係る基礎調査及び計画書策定業務委託を追加し、地方債では、過疎対策事業ほか3件について限度額の変更の措置を講じております。

次に、議案第62号「平成27年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じ、前年度繰上充用金に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ525万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ49億2,074万1千円とするものであります。

次に、議案第63号「平成27年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じ、国、県及び支払基金への精算返納金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,171万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,451万2千円とするものであります。

次に、議案第64号「平成27年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じ、広域連合納付金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,605万4千円とするものであります。

次に、議案第65号「平成27年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じ、処理場の修繕に要する経費を追加する措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27

万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,642万9千円とするものであります。

次に、議案第66号「平成27年度伊佐市水道事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」に増額の措置を講じ、収益的支出の総額を3億6,356万8千円とし、「資本的収入及び支出」に所要の措置を講じ、資本的支出の総額を4億1,354万1千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,454万1千円は、減債積立金と過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

そのほか「議会の議決を経なければ流用することができない経費」についても変更の措置を講じております。

次に議案第67号『伊佐市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号をその内容に含む特定個人情報等の取扱いについて必要な措置を講じるとともに、個人番号を含まない個人情報に係る開示請求等の請求権を任意代理人についても認めることとするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号『伊佐市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、水防法の一部改正に伴い、条番号のずれを整理するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号『伊佐市税条例等の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、納税義務者の利便性の向上を図るため市税の減免申請期限を延長するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号『伊佐市手数料条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号カード等の再交付手数料について、所要の改正を行うものであります。

次に議案第71号『平成26年度伊佐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分』について説明申し上げます。

本件につきましては、平成26年度の未処分利益剰余金9,189万5,354円のうち、4,500万円を減債積立金に積み立て、4,510万8,654円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案11件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— 降 壇 —

次に、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦』について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、人権擁護委員であります向江知恵子むかえちえこ氏が本年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

向江氏は、平成21年から人権擁護委員を務められており、人格、見識ともに優れ、人権擁護について理解の深い方であり、ここに推薦するものであります。

以上、諮問1件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

————— 降 壇 —————